

平成24年行タ第140号 行政庁（国土交通大臣）の訴訟参加申立事件（基本事件 平成22年行コ第300号 公金支出差止等（住民訴訟）請求控訴事件）

決 定

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり
主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 申立ての趣旨

被申立人を頭書基本事件の訴訟（以下「本件訴訟」という。）に参加させる。

第2 申立ての理由

1 申立人（控訴人）らは、本件訴訟において、埼玉県が八ッ場ダム建設事業に負担金を支出するのは、以下の事由により違法であると主張している。

- (1) 国の埼玉県に対する受益者負担金の納付通知は、河川法63条に基づくものであるところ、同条は、埼玉県が八ッ場ダムによって「著しく利益を受ける」ことを要件としているにもかかわらず、八ッ場ダムはこの要件を充足していない。
- (2) 八ッ場ダムは、河川法3条2項に定める河川管理施設としての客観的効用、すなわち「河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設」としての性状と機能を備えている必要があるところ、八ッ場ダムは、ダムサイトの危険性、地すべりの危険性があるため、そもそも同法の求める河川管理施設としての客観的効用がない。
- (3) 八ッ場ダム建設は、河川法に基づき、治水対策のためのダムとして計画されているところ、そのダム建設計画自体に治水対策上の合理性が認められることが必要であるのに、八ッ場ダムには治水対策上の必要性がない。
- (4) 八ッ場ダム建設計画は、環境保護法令に適合していない。

2 上記1のうち、本件申立てに関連する主張である八ッ場ダムに治水対策上の

必要性がないこと（(3)）について、申立人らは、本件訴訟において、概要、以下のとおり主張している。

- (1) 国土交通省が、八ッ場ダム建設計画にあたって、基本高水流量を毎秒2万2000 m^3 としていることは、過大であり、誤りである。
- (2) カスリーン台風が再来した場合の洪水流量毎秒2万2000 m^3 の算出に国土交通省が使用した流出計算モデル（貯留関数法）には科学性が乏しく、また、国土交通省は、その計算の結果しか示さず、その検証の内実を明らかにしていない。
- (3) 国土交通省関東地方整備局による利根川の流出計算では、カスリーン台風が再来しても、現況の断面・洪水調節施設では、八斗島のピーク流量は毎秒1万6750 m^3 にとどまり、八斗島の下流は計画高水流量（毎秒1万6500 m^3 ）では溢れない状態に堤防は概成しているのであるから、同地点下流での洪水を調節するための八ッ場ダムは不要である。
- (4) 八ッ場ダムは、八斗島下流域の流量、水位低減のために不要であり、かつ仮に八斗島上流域に氾濫の危険があるとしても、同ダムは氾濫防止の機能を果たすことはない。
- (5) カスリーン台風の再来に対して八ッ場ダムの治水効果がゼロであることは、国土交通省の計算によっても明らかになっている。
- (6) その他にも、八ッ場ダムに治水対策上の必要性がないことを基礎づける具体的な事実がある。

3 上記1及び2の申立人らの主張について、被控訴人らは、八ッ場ダム建設計画を直接策定した者ではないから、申立人らの各主張について、独自には反論も認否もできず、せいぜい、国土交通省の説明を引用することしかできない。したがって、本件訴訟についての的確な審理判断を行うためには、八ッ場ダム建設計画を策定し、推進しようとしている国土交通大臣による訴訟参加が必要である。

4 また、本件訴訟の第1審判決は、国土交通大臣により行われた負担金納付通知が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵を有するといった例外的な場合でなければ、被控訴人らによる受益者負担金の支出は違法とはいえないと判断している。

しかし、このような判断基準は、それ自体誤りである。仮にそうでないとしても、少なくとも、利根川水系工事実施基本計画、利根川水系河川整備基本方針、八ッ場ダムの建設に関する基本計画等の内容の適否については、本件訴訟で直接審理される必要があり、各計画の内容の適否を適切に審理するためには、その作成責任者である国土交通大臣を本件訴訟に参加させる必要がある。

第3 申立てに対する被控訴人らの意見

1 本件訴訟は住民訴訟であり、審理の対象は、国の直轄事業である八ッ場ダム建設事業に対し埼玉県が各負担金を支出することが財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるか否かであって、国ないし国土交通大臣が八ッ場ダム建設事業を遂行することに法令違反があるかその他の同建設計画の問題点を審理するものではない。

2 ある財務会計行為がこれに先行する原因行為を前提として行われる場合に、住民訴訟において、当該財務会計上の行為をとらえて当該職員に対し損害賠償責任を問い、あるいは当該支出の差止めを求め得るのは、原因行為に違法事由が存し、かつ、上記原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法な場合に限られる。また、当該職員は、原因行為である処分が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置をとるべき義務がある。

仮に八ッ場ダム建設計画にそのような重大かつ明白な瑕疵が存在するのであれば、それは当該計画自体から看取できるはずであるが、国土交通大臣が、八ッ場ダムが利根川水系全体の洪水被害の軽減及び首都圏の各自治体にとっての

新たな水源確保に資すると判断して作成した基本計画に、それ自体から看取できる瑕疵は見当たらない。

- 3 したがって、国土交通大臣の納付命令が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存しないことは明らかであり、この点について主張、立証させるために、国土交通大臣を本件訴訟に参加させる必要性はない。

第4 当裁判所の判断

- 1 本件訴訟は、埼玉県の住民である控訴人らが、国が群馬県吾妻郡長野原町の利根川水系吾妻川に建設予定の八ッ場ダムは利水上及び治水上の必要性がないのに建設されるものである等と主張して、(1) 地方自治法242条の2第1項1号に基づき、①被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金(特ダム法負担金)、水源地域対策特別措置法12条1項1号及び2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金(水特法負担金)、②被控訴人埼玉県知事に対し、河川法63条に基づく受益者負担金、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金、特ダム法負担金及び水特法負担金の一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計への繰出金の各支出の差止め、(2) 地方自治法242条の2第1項3号に基づき、被控訴人埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対し八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実の違法確認、(3) 同条第1項4号本文に基づき、被控訴人埼玉県公営企業管理者に対し、田村健次に対する損害賠償の請求並びに被控訴人埼玉県土木整備部河川砂防課長、被控訴人埼玉県企画財政部土地水政策課長及び被控訴人埼玉県企画財政部財政課長に対し、上田清司に対する損害賠償の請求を求める事件である。
- 2 そこで、検討すると、本件訴訟においては、上記1(1)の各支出行為、同(2)の権利行使を怠る事実、並びに同(3)の田村健次及び上田清司による支出命令が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるか否かが審理の対象

となるところ、原審において提出された訴訟資料に加え、本件訴訟（当審）においてこれまで指定された進行協議期日において申立人ら及び被控訴人らが口頭弁論のために準備した各主張書面及び証拠文書その他の証拠の申出の内容に照らすと、今後予定される本件訴訟の口頭弁論における上記の各点についての審理、判断は、上記のとおり準備された主張及び証拠の申出の範囲内で十分に適正に行うことができるものといえ、本件申立ての理由を踏まえて検討しても、それ以外に、被申立人を本件訴訟に参加させて証拠の提出等を行わせることが必要であるとは認められない。

第5 結語

よって、本件申立てを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成26年1月14日

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三 輪 和 雄

裁判官 内 藤 正 之

裁判官 松 村 徹

(別紙) 当事者目録

さいたま市大宮区吉敷町1-61-2 メルヴェーユ301号室

申立人(控訴人) 藤 永 知 子

埼玉県三郷市早稲田3-20-4-305

申立人(控訴人) 嶋 津 暉 之

さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221

申立人(控訴人) 大 高 文 子

埼玉県東松山市石橋268

申立人(控訴人) 野 原 智 子

埼玉県東松山市松風台4-133

申立人(控訴人) 江 口 慶 子

さいたま市北区奈良町148-15

申立人(控訴人) 永 田 秀 夫

埼玉県朝霞市三原3-20-13

申立人(控訴人) 富 永 靖 徳

埼玉県春日部市備後東8-18-12

申立人(控訴人) 牛 山 積

埼玉県蕨市中央1-17-52-326

申立人(控訴人) 大 西 将 之

同所

申立人(控訴人) 大 西 道 子

埼玉県和光市新倉2-25-22

申立人(控訴人) 川 嶋 信 好

同所

申立人(控訴人) 川 嶋 開 子

埼玉県所沢市中新井4-6-9

申立人（控訴人） 河 登 一 郎

埼玉県秩父市近戸町18-24

申立人（控訴人） 野 口 皖 永

埼玉県加須市南町8-25

申立人（控訴人） 田 沼 博 明

埼玉県所沢市所沢新町2514-33

申立人（控訴人） 森 斌

埼玉県川口市西川口4-15-17

申立人（控訴人） 寺 島 萬 里 子

さいたま市浦和区元町3-14-10

申立人（控訴人） 吉 田 久 榮

さいたま市西区内野本郷421-17

申立人（控訴人） 下 川 美 紀

申立人（控訴人）ら訴訟代理人弁護士 佐々木新一，難波幸一，中山福二，
新穂正俊，南雲芳夫，立石雅彦，鍛冶伸明，近藤宏一，山本宜成，花
谷克也，篠崎淳，川井理砂子，小林哲彦，猪股正，野本夏生，伊東結
子，高橋利明，大川隆司，廣田次男，菅波香織，越前屋元紀，只野靖，
西島和，谷合周三，嶋田久夫，福田寿男，野上恭道，樋口和彦，大木
一俊，須藤博，高橋信正，若狭昌稔，米田軍平，田中徹歩，一木明，
五味淵郁章，菊田毅，品川尚子，谷萩陽一，五來則男，丸山幸司，坂
本博之，松村孝，菅野泰，廣瀬理夫，中丸素明，近藤裕香，植竹和弘，
拝師徳彦，島田亮，及川智志，山口仁，朝倉淳也，羽倉佐知子，田見
高秀，松田耕平，土橋実，中野直樹，脇田康司

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

被 控 訴 人 埼 玉 県 知 事

上 田 清 司

同所

被 控 訴 人 埼 玉 県 県 土 整 備 部 河 川 砂 防 課 長
新 井 田 浩

同所

被 控 訴 人 埼 玉 県 企 画 財 政 部 土 地 水 政 策 課 長
上 木 雄 二

同所

被 控 訴 人 埼 玉 県 企 画 財 政 部 財 政 課 長
滝 川 聡 史

被控訴人埼玉県知事，被控訴人埼玉県県土整備部河川砂防課長，被控訴人
埼玉県企画財政部土地水政策課長，被控訴人埼玉県企画財政部財政課長訴
訟代理人弁護士 関 口 幸 男
同被控訴人ら指定代理人 齋藤讓一，金子章二，辻孝之，岡野
勇，雨宮克行，吉本峰登，竹内康樹，小暮亮治，谷津禎彦，弥勒寺学，
木崎正司，赤沼知真，石田喜代志，祖山高明

さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

被 控 訴 人 埼 玉 県 公 営 企 業 管 理 者
松 岡 進

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 関 口 幸 男

同 指 定 代 理 人 篠 崎 勇 治 ， 松 村 善 範 ， 相 馬 正 治 ， 山 田 淳 司

東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

被 申 立 人 国 土 交 通 大 臣
太 田 昭 宏

これは正本である。

平成26年1月14日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 尼崎州

